

民事法律扶助制度を立替・償還制から応能負担による給付制へ！

法テラスによる民事法律扶助制度とは

経済的に余裕のない方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い(法律相談援助)、必要な場合は民事裁判等のための弁護士・司法書士の費用の立替え(代理援助・書類作成援助)を行うもの

利用者は立替金の償還が必要(立替・償還制)＝償還の債務を負う

立替・償還制故に扶助が利用できない場合がある

① 未成年者本人が申し込む場合

法律上行為能力が制限される未成年者は、債務を負担する契約を結べない。

→例えば、虐待する親の親権停止審判等について、民事法律扶助を利用できない。

親による
虐待



→現状、国の制度でできるのは相談まで。日弁連は法律援助事業として、会員の会費を財源に、給付制での代理援助(2022年度子どもに対する法律援助実績総数415件)を実施

② 後見相当の者が申し込む場合

事理弁識能力を欠く常況にある後見相当の高齢者・障がい者は、債務を負担する契約を結べない。

→例えば、高齢者自らが後見開始の申立てをする場合について、民事法律扶助を利用できない。



→高齢社会において、高齢者の自己決定権の尊重の観点からも問題

債務を負担しない給付制の導入による解決が必要

DV・ストーカー・児童虐待にも代理援助を！

